

株式会社愛知建築センター確認検査業務に関する手数料

別表1 建築物に関する手数料

申請面積	確認申請		中間検査 ※4	完了検査	
	①構造計算なし ※2	②構造計算有 ※3		中間検査有	中間検査無
S ≤ 100 m <sup>2</sup>	¥15,000 (¥18,000)	¥30,000 《¥40,000》	¥20,000 {¥17,000}	¥20,000	¥21,000
100 m <sup>2</sup> < S ≤ 200 m <sup>2</sup>	¥20,000 (¥23,000)	¥35,000 《¥48,000》	¥23,000 {¥20,000}	¥22,000	¥24,000
200 m <sup>2</sup> < S ≤ 500 m <sup>2</sup>	¥30,000 (¥35,000)	¥53,000 《¥80,000》	¥35,000 {¥32,000}	¥35,000	¥38,000
500 m <sup>2</sup> < S ≤ 1,000 m <sup>2</sup>	¥42,000 (¥50,000)	¥75,000 《¥95,000》	¥50,000 {¥47,000}	¥50,000	¥55,000
1,000 m <sup>2</sup> < S ≤ 2,000 m <sup>2</sup>	¥70,000 (¥80,000)	¥100,000 《¥125,000》	¥65,000 {¥62,000}	¥69,000	¥75,000
2,000 m <sup>2</sup> < S ≤ 3,000 m <sup>2</sup>	¥150,000		¥90,000	¥90,000	¥100,000
3,000 m <sup>2</sup> < S ≤ 4,000 m <sup>2</sup>	¥200,000		¥120,000	¥120,000	¥130,000
4,000 m <sup>2</sup> < S ≤ 5,000 m <sup>2</sup>	¥250,000		¥150,000	¥150,000	¥160,000
5,000 m <sup>2</sup> < S ≤ 10,000 m <sup>2</sup>	¥300,000		¥190,000	¥190,000	¥200,000

- ※ 1. Sは、当該建築物の申請に係る部分の延床面積とする。
- ※ 2. ( )内は令第10条に規定する確認の特例に該当する建築物以外の手数料です。
- ※ 3. 《 》内は構造計算適合性判定が必要な場合の手数料です。
- ※ 4. 中間検査で{ }内は住宅瑕疵担保責任保険現場検査を併せて申請をした場合の手数料です。
- ※ 5. 令第10条に規定する確認の特例に該当する建築物であっても確認及び検査の特例を適用できない場合の手数料は別途見積もりとします。
- ※ 6. 天空率適用の場合、確認申請手数料は一箇所につき別途10,000円を割増します。(検査手数料は変わりません)
- ※ 7. 限界耐力計算及び時刻暦応答解析の構造審査は引き受けできません。
- ※ 8. 令第10条に規定する確認の特例に該当する建築物であっても構造審査が必要な場合は②の料金を適用します。
- ※ 9. 一体増築申請及び用途変更の手数料は別途見積もりとします。
- ※ 10. 複数棟(構造上EXPJを含む)申請の場合(確認、検査)は以下の通りとします。  
① 令第10条に規定する確認の特例に該当する建築物は延べ面積の合計が対象  
② 上記①以外の建築物は延べ面積の対象手数料の3割増し
- ※ 11. 検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は別表1によります。
- ※ 12. 中間検査、完了検査の対象となる工事が離島で行われる場合は、上表中間検査、完了検査手数料に別途旅費(交通費実費+宿泊を要する場合の宿泊費)が加算されます。
- ※ 13. 当社で省エネ適合性判定等を受けている完了検査の手数料は、2割増とします。
- ※ 14. 当社以外で省エネ適合性判定等を受けている完了検査の手数料は、2割増かつ省エネ適合性判定手数料を加算します。

別表2 建築設備・工作物に関する確認検査手数料

区分	確認申請	完了検査
昇降機(1機につき) ※設置建築物が当社にて確認を受けていてかつ型式認定の場合	¥15,000	¥15,000
工作物(1につき) ※名古屋市型擁壁に限る	¥15,000	¥15,000
上記以外	¥30,000	¥15,000

※ 昇降機設置建築物の建築確認を当機関以外にて行っている場合は、別途見積もりとします。

別表3 その他

内容	手数料
計画変更	¥10,000
証明書(1通)	¥5,000

※ 計画変更に伴う手数料に関して、申請建築物の増や構造審査が伴うなど大幅な変更による場合は、別表1によります。